

令和９年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適用期限のある関税制度の延長）

要望元：資源エネルギー庁資源・燃料部燃料供給基盤整備課

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）		エタノールのうちバイオマスから製造したものであって、エチルターシャリー ブチルエーテル（E T B E）の製造の用に供するもの（以下「バイオエタノール」 という。）。 改正要望の内容 関税暫定措置法において、令和９年３月３１日に適用期限が到来するバイオエタノールについて、関税無税化を延長。									
税 番	統計 細分	品 目	現行税率			改正後税率			W T O 譲許税率	現行制度の 増減税規模	改正増 減収額
			基本	暫定	特恵	基本	暫定	特恵			
22. 07		エチルアルコール （変性させてないも のでアルコール分が 80％以上のものに限 る。）及び変性アルコ ール（アルコール分 のいかんを問わな い。） エチルアルコール （変性させてないも のでアルコール分が 80％以上のものに限 る。）									
2207. 10	191	バイオマス（動植物 に由来する有機物 （原油、石油ガス、可 燃性天然ガス及び石 炭並びにこれらから 製造される製品を除 く。）をいう。）から製 造したものである旨 が政令で定めるとこ ろにより証明された ものであり、かつ、エ チルターシャリー ブチルエーテルの製 造の用に供するもの	10％	無税		10％	無税		27. 2％	約 313 百万円	－ 百万円
改正要望内容の 施行期日及び適用期間		令和９年４月１日から令和 10 年 3 月 31 日まで									

改正を要望する品目又は制度をめぐる状況

① 現状

(1) 改正品目・関税制度と関連する産業等の現状及び過去からの状況変化等

○バイオエタノールには、さとうきび、とうもろこしなどの農作物（可食）由来の第一世代バイオエタノールと製紙残渣（パルプ）、コーヒー滓、廃菌床などの非可食由来の次世代バイオエタノールがある。

○ガソリンの代替となるバイオエタノールは、原料（植物等）が成長過程において二酸化炭素を吸収し、燃焼時に二酸化炭素を排出するため、化石由来燃料のガソリンと比較して、二酸化炭素の排出量が少なく、地球温暖化対策や、エネルギー源の多様化の観点から有効な手段の一つである。

○バイオエタノールの利用にあたっては、「エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」（以下「法」という。）に基づく、「エネルギー源の環境適合利用に関する石油精製業者の判断の基準」（以下「告示」という。）において、「2023 年度から2027 年度までの5 年間の石油精製業者によるバイオエタノールの利用の目標量の総計は、各年度ごとに原油に換算した量で 50 万 k1 とする。」こととしている。

(2) 輸入状況等

○国内ではバイオエタノールの商用規模の生産が行われていないことから、バイオエタノールの利用にあたっては、主にアメリカとブラジルからの輸入に依存している。

○輸入形態においては、（１）バイオエタノールを輸入してバイオE T B E に合成する形態と、（２）海外で合成されたバイオE T B E を直接輸入する形態の２種類存在しており、（１）の場合、主にブラジルから輸入を行っている。

数量単位 :k1 価額単位 :

百万円

年 度 名	令和 5		令和 6		令和 7	
	数量	価額	数量	価額	数量	価額
ブラジル	50, 584	5, 199	36, 611	3, 718	－	－
米国	－	－	9, 848	885	34, 848	3, 134
計(含その他)	50, 584	5, 199	46, 459	3, 718	34, 848	3, 134

（出所）財務省「貿易統計」

(3) 国際市況等

○本品の国際市況について参照できるものはなかったが、貿易統計輸入実績から試算された本品の令和 7 年度平均価格は 90.0 円/L であった。

(4) 国際交渉の状況・諸外国における制度実態

○本品の国際交渉の状況・諸外国における制度実態については、参照できるものはなかった。

② 問題点

○上記で記述したとおり、現状、バイオエタノールの利用にあたっては、主にア

	メリカとブラジルからの輸入に依存しており、 ▪ 平時ではバイオエタノールの価格がガソリンの価格を上回る、 ▪ 現状、輸入したバイオエタノールは、国内でバイオE T B E※に合成して使用されるため、関税等の輸入に係るコストに加えて、バイオエタノールを日本まで輸送するコスト、バイオE T B Eを生産するためのバイオE T B E専用タンク、ガソリンとの混合設備や受入設備等のコストが生じる、ことから、石油精製業者にとっては大きな負担が発生している。 ○このため、バイオエタノールから合成されるバイオE T B Eを混合したガソリンは、通常のガソリンと比較して、高い原材料費や設備投資費などの追加費用が必要となり、このままでは、バイオエタノールの導入が進まないのが現状。 ※E T B Eとは、エタノールと、ガソリンの精製過程等で副生される炭化水素の一種であるイソブテンから合成される含酸素化合物。エタノールと異なり水分や蒸気圧の管理が必要なく、ガソリンになじみやすい性質を持っている。
改正の必要性和目的達成の見通し	① 改正の目的（政策の達成目標） ○バイオエタノールの関税の無税化措置を講じ、バイオエタノールの導入を促進することで、告示で定めるバイオエタノールの利用目標量（原油換算 50 万 kl）を達成する。 ② 改正の方向性 ○バイオエタノールから合成されるバイオE T B Eを混合したガソリンは、通常のガソリンと比較して、高い原材料費や設備投資費などの追加費用が必要となる。その上で、バイオエタノールの輸入に係る関税が無税にならない場合は、関税分の総額約 3.1 億円上乗せされるため、バイオエタノールの導入がより進まなくなる恐れがある。 ○そのため、バイオエタノールの輸入に係る関税の無税化措置を延長することが必要である。 ○一方、バイオエタノールの利用にあたっては、輸入に依存している状況等を踏まえ、次世代バイオエタノールの導入促進策として、現行の告示において、2028 年度以降の次世代バイオエタノールの利用目標量を 1 万 kl/年とし、次世代バイオエタノール利用量を実導入量の 2 倍にカウントできることとしている。 ○次世代バイオエタノールの利用にあたっては、当初の見込みからやや遅れが生じているものの、上記措置等により次世代バイオエタノールの導入インセンティブを示すことで、国内事業者による商業生産に向けて取組が進展してきているところ。 ○次世代バイオエタノールは、食物を原料とする第一世代バイオエタノールと異なり、非食料資源を原料とするため食料競合の問題が起きないことや温室効果ガス排出削減効果が大きい等の利点があり、国産化が実現した場合には、海外への輸入依存度を低減することが可能となる。 ○このため、バイオエタノールの関税暫定無税化は平成 28 年度から継続しているが、国産の次世代バイオエタノールの普及が進んだ場合には、関税を適用することも選択肢となるため、本要望も、暫定的に 1 年間無税化とすることが適切

	と考えている。 ③ 改正目的達成予定時期 ○告示で定めるバイオエタノールの利用目標量（原油換算 50 万 kl）を、毎年度着実に達成する。
改正の効果と妥当性	① 改正による効果・影響 (1)改正による国内産業保護に与える効果・影響 ○バイオエタノールの輸入に係る関税の総額約 3.1 億円が免税されることによりコスト低減を図ることで、バイオエタノールの輸入及び国内での利用が促進される。 ○バイオエタノールをガソリン代替分として、原油換算約 2.1 万 kl（令和 7 年度貿易統計輸入実績）導入した場合には、導入していない場合と比較して年間約 5.5 万 t-CO₂eq の削減効果がある。 (2)消費者等の利益に与える効果・影響 ○バイオエタノールを原油換算約 2.1 万 kl（令和 7 年度貿易統計輸入実績）輸入し、バイオエタノールの関税（10.0%）を免税とした場合、約 3.1 億円の減収となる（バイオエタノールの輸入価格を、令和 7 年度平均の 90.0 円/L で試算した場合。） (3)その他の効果・影響 ○バイオエタノールの関税暫定無税化を延長する問題点としては、海外からの供給の依存につながることである。 ○しかし、製造コスト等の観点から、バイオ E T B E の原料となるバイオエタノールについては、国内で必要な量の生産を行うことができない。 ○一方、バイオエタノールの利用にあたっては、現状、アメリカとブラジルからの輸入に依存している状況等を踏まえ、次世代バイオエタノールの導入促進策として、告示において、2028 年度以降の次世代バイオエタノールの利用目標量を 1 万 kl/年とし、次世代バイオエタノール利用量を実導入量の 2 倍にカウントできることとしている。 ○次世代バイオエタノールは、食物を原料とする第一世代バイオエタノールと異なり、非食料等を原料とするため食糧競合の問題が起きないことや温室効果ガス排出削減効果が大きい等の利点があり、国産化が実現した場合には、海外への輸入依存度を低減することが可能となる。 ② 改正の妥当性 ○バイオエタノールから合成されるバイオ ETBE を混合したガソリンは、通常のガソリンと比較して、高い原材料費や設備投資費などの追加費用が必要となる。その上で、バイオエタノールの輸入に係る関税が無税にならない場合は、関税分の総額約 3.1 億円上乗せされるため、バイオエタノールの導入がより進まなくなる恐れがある。 ○そのため、バイオエタノールの輸入に係る関税の無税化措置を延長することが必要である。

	○なお、石油連盟の令和 9 年度税制改正要望でも無税化延長が求められている（「バイオ E T B E およびバイオ E T B E の原料として使用するバイオエタノールに係る輸入関税無税制度の適用期限の延長」）。
政策評価・関連措置	① 本要望に関連する政策評価 ○経済産業省の令和 6 年度政策体系の施策に係る評価書「6. ①資源・エネルギーの安定供給の実現」において、2050 年カーボンニュートラル宣言を踏まえ、2040 年度温室効果ガスの 2013 年度比 73%削減という目標の実現に向けた取組を進めることとしている。 ② 当該政策評価の結果と改正の関係 ○告示に基づく令和 7 年度のバイオエタノールの利用目標量は約 50 万 kl（原油換算）であるところ、バイオエタノールの関税暫定無税化等の後押しもあり、目標量を達成。 ○令和 8 年度以降の利用目標を達成し、政策目標を達成するためには、バイオエタノールの関税暫定無税化の延長が効果的・効率的な手段であると考えられる。 ③ 政府方針と改正の関係 ○第 7 次エネルギー基本計画（令和 7 年 2 月閣議決定）において、「バイオ燃料は植物、廃食油や廃棄物から製造され、原料の植物等が、成長過程で大気中の CO2 を吸収するため、化石燃料と比べ低炭素な燃料である。今後、次世代バイオ原料の国産化に向けた技術開発に関する取組を進めるとともに、次世代バイオ原料の資源国との連携を深め、サプライチェーンの構築・強化を進める。自動車分野では、制度等の必要な環境を整備しながら、2050 年カーボンニュートラル実現に向けて、2030 年度までに一部地域でガソリンへの直接混合も含めたバイオエタノール導入拡大により、最大濃度 10%の低炭素ガソリン供給開始を目指す。また、対応車両の普及状況やサプライチェーンの対策状況等を見極めて地域や規模拡大を図り、2040 年度から最大濃度 20%の低炭素ガソリン供給開始を追求する。」としている。 ○そのため、2025 年 6 月には、「ガソリンへのバイオエタノール導入拡大に向けたアクションプラン」を策定し、着実に取り組みを進めている。また、本格導入に向けた課題の洗い出しを行うために、2028 年度を目途に沖縄本島で E10 の先行導入を実施予定である。 ○上記を踏まえ、バイオ燃料の普及を促進することが政府方針の達成に資すると考える。 ④ 関連措置 ○バイオエタノールから合成されるバイオ E T B E を混合したガソリンの普及促進を図るため、バイオエタノールから合成されるバイオ E T B E を混合してガソリンを製造した場合に、当該混合分に係る揮発油税及び地方揮発油税の免税をする措置を講じている（租税特別措置法第 88 条の 7、平成 21 年 2 月施行）。 ○バイオ E T B E の調達にあたっては、現状、（1）バイオエタノールを輸入して

	国内でバイオE T B Eに合成する場合と、(2) 海外で合成されたバイオE T B Eを直接輸入する場合、の2種類の形態があり、平成20年度より、バイオE T B Eについても関税暫定無税化の措置を講じている。 ○なお、告示に基づく令和7年度のバイオエタノールの利用目標量は50万kl(原油換算)のうち、(1)によるものは約2.1万kl(令和6年度貿易統計輸入実績)、(2)によるものは約47.9万kl((バイオエタノールの導入目標50万kl)－(バイオエタノールの輸入実績約2.1万kl))である。
--	---

○ 改正経緯

これまでの改正状況	○平成28年度以降、関税率(基本税率10.0%)を暫定的に無税化。
措置による効果	○令和7年度、本税制措置を講じた結果、石油精製業者により、バイオエタノールが原油換算2.1万kl(令和6年度貿易統計輸入実績)輸入された。 ○バイオE T B Eを合成するために必要なバイオエタノールをガソリン代替分として導入したことにより、導入していない場合と比較して年間約5.5万t-CO₂eqの削減効果があった。